

# 令和8年度 利用調整(選考)について

問い合わせ先

箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局

保育幼稚園利用室(子ども総合窓口)

〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1

電話 :072-724-6791/FAX :072-721-9907

## 1. 利用調整(選考)とは

申請内容に基づき、別紙「利用調整選考基準」に則って各世帯の点数を決め、その点数の高い児童から順番に、保護者が利用を希望する保育施設(別紙「利用調整選考基準」内では、利用希望保育所等と言う。)の範囲内で利用できる施設の調整を行うことを「利用調整(選考)」といいます。

<選考のイメージ>

- ①同じ0歳児であるAさん、Bさん、Cさんが次のとおり保育施設の利用を希望します。

高得点順	第1希望	第2希望	第3希望
1:Aさん	●●保育園	▲▲保育園	■●保育園
2:Bさん	▲▲保育園	希望なし	希望なし
3:Cさん	▲▲保育園	●●保育園	■●保育園

【保育施設  
0歳児の空き状況】  
●●保育園:空き0名  
▲▲保育園:空き1名  
■●保育園:空き1名

- ②保育施設の空き状況を踏まえ、Aさん→Bさん→Cさんと点数の高いかたから保育施設の希望順に選考を行います。

Aさん

第1希望の●●保育園には空きがないため、第2希望の▲▲保育園を選考します。空きがあるため▲▲保育園に内定となります。

Bさん

第1希望の▲▲保育園は、Aさんの内定により空きがなくなったため内定できません。第2希望の記載がないため、この時点で選考が終了し、保留(待機)となります。

Cさん

第1希望と第2希望の保育園には空きがないため、第3希望の■●保育園を選考します。空きがあるため、■●保育園に内定となります。

保護者が利用を希望する保育施設についてのみ選考を行いますので、点数にかかわらず施設を複数選択されると内定のチャンスが増えます。送迎できる範囲で複数の施設をご選択ください。



## 2. 利用調整選考基準の仕組み

利用調整選考基準は、「基本分(基本点数を記載)」と「調整分(調整点数を記載)」から成り立っています。基本点数とは保護者の「保育を必要とする事由を証明する書類」に基づき決定されるもので、調整点数とは世帯の状況等により加点・減点の調整をするものです。選考はそれらを合計した「世帯の点数」をもって行われます。

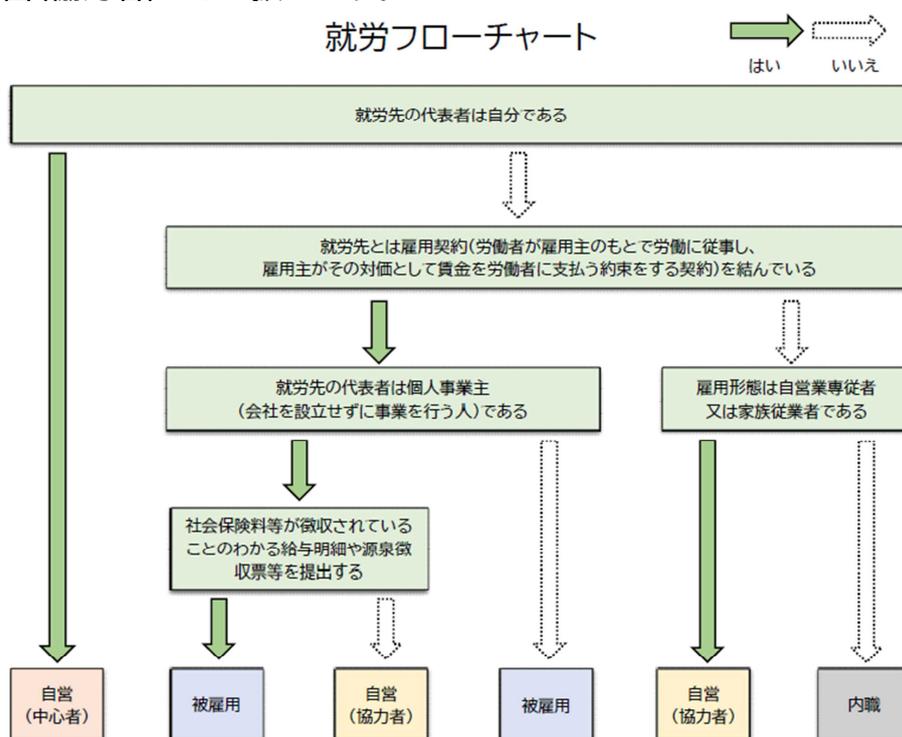
なお、「世帯の点数」は申請児童ごとに決定するため、同一世帯のきょうだいの点数が異なる場合があります。



### 基本点数

該当するのは原則保護者1人につき1項目とし、保護者の「保育を必要とする事由を証明する書類」に基づき、決定します。別紙「利用調整選考基準(基本分)」の該当箇所をご確認ください。なお、以下に就労にかかる注意事項を記載しています。該当する方は併せてご確認ください。

- ◆ 就労先から証明されている月間の契約時間(休憩時間を除いた実働時間)により点数を決定します。
- ◆ 育児休業から復帰し、時短勤務を予定されるかたで、時短勤務中も契約時間の変更がない場合には、当初の契約時間にて点数を決定します。
- ◆ 正社員やアルバイトなどの雇用形態は点数には影響しません。
- ◆ 被雇用・自営(中心者)や自営(協力者)、内職のいずれに該当するのかは、以下の就労フローチャートによりご確認ください。
- ◆ 個人事業主に雇用されている場合であって、社会保険料等が徴収されていることわかる給与明細や源泉徴収票等の提出がある場合には被雇用として、提出がない場合には自営(協力者)として扱います。



## 調整点数

「育児休業から復職する」「子ども 2 人分を同時申請する」などの、世帯の状況等により加点・減点の調整をします。詳細は、以下及び別紙「利用調整選考基準(調整分)」をご確認ください。

番号	世帯の状況等	対象の申請・併用不可		
		入園	転園	同記号
		●は対象 －は対象外		は併用 不可
1	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(基本分の類型 1 に該当し、生活保護を受給している世帯) ※1	●	●	▲■
2	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(基本分の類型 1 に該当し、生活保護を受給していない世帯) ※1	●	●	▲
3	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(番号 1 及び 2 を除く。) ※1	●	●	▲
4	生活保護受給世帯(基本分の類型 1 に該当する世帯)(番号 1 を除く。) ※1	●	●	■
5	育児休業から復職する場合	●	－	◎
6	市内の保育所等を利用できていないが、現に保育サービス(認可外保育施設、一時保育又は職場託児)等を利用し、月 48 時間以上就労している場合(認定こども園に在籍中で 1 号認定から 2 号認定への変更を希望する場合を含む。)(番号 12 を除く。) ※2	●	－	◎
7	基本分の類型 1(就労予定を除く。)に該当し、きょうだいが保育所等、幼稚園又は認可外保育施設(市内外を問わない。)にすでに在籍している場合	●	－	
8	きょうだいと共に利用申込みをする場合(申請児童以外のきょうだい 1 人につき「+1」とする。) ※3	●	●	
9	市内の保育所等に在籍中で他の保育所等への転園を希望する場合(番号 10 及び 11 を除く。)	－	●	★
10	きょうだいが別々の市内の保育所等に在籍しており、きょうだいが在籍している保育所等又はきょうだいと同一の保育所等を第 1 希望として転園を希望する場合(番号 11 を除く。) ※4	－	●	★
11	2 歳児クラスまでの市内の保育所等を卒園予定の児童で、5 歳児クラスまでの市内の保育所等への転園を希望する場合(申請児童が満 3 歳到達後最初の 4 月に転園する場合に限る。)(番号 14 及び 15 を除く。) ※5	－	●	★
12	転入予定で市外の保育所等に在籍中の場合	●	－	◎

13	転入予定で箕面市に居住する証明(不動産売買契約書又は賃貸借契約書等)がない場合		●	—	
14	市内の保育所等又は私立幼稚園に保育士として就労をしている(する)場合であって、入園を希望する又は2歳児クラスまでの市内の保育所等を卒業予定の児童で、5歳児クラスまでの市内の保育所等への転園を希望する場合(申請児童が満3歳到達後最初の4月に転園する場合に限る。)	実働月 120時間未満	●	●	
15	市内の保育所等又は私立幼稚園に保育士として就労をしている(する)場合であって、入園を希望する又は2歳児クラスまでの市内の保育所等を卒業予定の児童で、5歳児クラスまでの市内の保育所等への転園を希望する場合(申請児童が満3歳到達後最初の4月に転園する場合に限る。)	実働月 120時間以上	●	●	

- ◆ 保育所等とは、市内の保育園、認定こども園(保育園コース)及び地域型保育事業所(小規模保育事業・事業所内保育事業(地域枠))のことを意味します。
- ◆ 同一施設への利用希望者が同点になった場合は、別紙「利用調整選考基準(調整分)」の備考2に記載のとおり、優先順位の高いかたから内定します。
- ◆ (※1)について、ひとり親世帯とは母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のいないかたで、現に児童を扶養しており、児童扶養手当の認定を受けているまたは遺族年金を受給している世帯を意味します。
- ◆ (※2)について、祖父母等に預けながら条件を満たした就労をする場合も対象です。
- ◆ (※3)について、利用申込みには認定こども園1号認定(幼稚園コース)から認定こども園2号認定(保育園コース)に変更する場合や広域申請をする場合を含みます。
- ◆ (※4)について、保育所等には認定こども園(幼稚園コース)を含みます。
- ◆ (※5)について、番号10と番号11の両方に該当する場合は、本点数に1点を加えた8点を加点します。

<よくある具体例>例1～3 全て育児休業から復職する場合とする。

例1)第1子の入園申請をする場合…5番に該当(1点を加点)

例2)きょうだい同時に入園申請をする場合…5番及び8番に該当(2点を加点)

例3)きょうだいである第1子が保育園に在籍中で第2子の入園申請をする場合…5番及び7番に該当(4点を加点)

### 3. 令和7年度の利用調整選考基準からの主な改正点

利用調整選考基準は適宜見直しを行っているため、改正する場合があります。令和7年度から令和8年度は主に以下の点を見直しました。

- ◆ 出産を理由とする入所可能期間の変更…「出産月を含む前後2か月間」から「労働基準法で定める産前産後休業中(産前6週(多胎の場合は14週)のかかる月初めから産後8週を経過する日の属する月末まで)」へ変更
- ◆ 優先して利用調整を行う保育士の対象範囲の見直し…対象施設に認定こども園と同等の就労世帯への預かり実績がある市内の私立幼稚園を追加(参考:令和8年4月時点で市内にある私立幼稚園は、若葉幼稚園のみ)